

【名称】

第1条 名称は、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会青年部会（以下「青年部会」）という。

【事務局】

第2条 事務局は、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会（以下「協会」）におく。

【目的】

第3条 青年部会は、協会の目的達成のため、その事業活動を支援するとともに会員相互の親睦を図り、青年部会独自の事業を行い会員の資質の向上に努める。

【事業】

第4条 青年部会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 会員の研修
- (2) 協会事業への積極的協力
- (3) 会員の親睦

【会員】

第5条 会員は、入会時年齢が満50歳未満で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 協会会員
- (2) 協会会員の従業者

【入会】

第6条

1. 青年部会に入会しようとする者は、部会長に入会申込書を提出し役員会の承認を得なければならない。
2. 前条の(2)に該当するものは、協会会員の推薦を得るものとする。

【会費】

第7条

1. 会員は、総会において定める会費を負担するものとする。
2. 前項の会費は、その年度の当初に納入するものとする。

【会員資格の喪失】

第8条 会員は次の各号の一つに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 第5条の規程に該当しないこととなったとき
- (2) 死亡のとき
- (3) 青年部会の目的に反する行為や、名誉を傷つける行為があったとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

【退会】

第9条

1. 青年部会を退会しようとする者は、部会長に退会届を提出しなければならない。
2. 会員の年齢が満50才になったときは、その年度末において退会する。

【役員】

第10条 青年部会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 部会長1名
- (2) 副部会長1名以上
- (3) 総括幹事1名
- (4) 副総括幹事1名

- (5) 幹事5名以上
- (6) 会計1名以上
- (7) 監事2名以上
- (8) 直前部会長をおくことができる

【選任】

第11条 役員は、会員のうちから総会において選任する。

【職務】

第12条

1. 部会長は、青年部会を総括する。
 2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは職務を代行する。
 3. 幹事は総会の議決に基づいて、会務を執行する。
 4. 会計は、会費の徴収及び予算の執行等会計に関する職務を行なう。
 5. 監事は、役員会の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 監事は、いつでも、役員に対して事業の報告を求め、青年部会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【任期】

第13条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

【会議の種類】

第14条 会議は総会及び役員会とする。

【総会】

第15条

1. 総会は、通常総会及び臨時総会に分け、会員をもって構成する。
2. 通常総会は毎年一回、毎事業年度の終了した日から2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は役員が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

【総会の招集】

第16条

1. 総会は部会長が招集する。
2. 総会の招集は、すべての会員に対し、日時・場所及び会議の目的たる事項を示して、7日以前に文章で行わなければならない。

【役員会】

第17条 役員会は、部会長が必要と認めたとき部会長が召集する。

【委員会の設置】

第18条 役員会は、会務執行上必要と認める場合に、委員会を設置することができる。

【議長】

第19条

1. 総会の議長は、部会長若しくは部会長の指名するものをもってこれに充てる。
2. 役員会の議長は、部会長若しくは部会長の指名するものをもってこれに充てる。

【定足数】

第20条

1. 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
2. 役員会は、役員（監事を除く）の半数以上の出席がなければ開会することができない。

【議決】

第21条

1. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもってこれを決する。
2. 役員会の議事は、出席した役員（監事を除く）の過半数をもってこれを決する。
3. 委任状による議決権の行使は、会員に委任した場合に限り有効とする。

【議事録】

第22条

1. 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数ならびに総会に出席した会員の数及び氏名
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
2. 議事録には、議長ほか議事録署名人1名以上が署名しなければならない。

【会計年度】

第23条 青年部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

1. この規約は昭和60年3月9日から施行する。
2. 平成4年4月11日一部改訂、同日施行する。
(第5条、会員の範囲)
3. 平成10年4月18日一部改訂、同日施行する。
(第5条、第9条の2、会員年齢)
4. 平成13年3月31日一部改訂、同日施行する。
(第5条、第9条の2、会員年齢)
5. 平成24年3月31日一部改訂、同日施行する。
(第5条、第9条の2、会員年齢)
6. 平成31年4月20日一部改訂、同日施行する。
(第1条、2条 名称、第10条 役員人数、第12条監事職務)